

6. 関係者の連携・支援

6.1 事業者の団体の役割

水濁法の規制を受ける事業者は多岐にわたることから、構造等規制制度の趣旨や内容が、業種や業態に即した形で周知され、特に中小規模の事業者においても適切な対応が確保されることが重要である。

そのためには、国や地方公共団体等からの周知や指導等の取組が重要な一方で、中小規模の事業者の団体をはじめとする関係者が連携した自主的な対応も重要である。

このため、事業者団体等が、水濁法の趣旨や内容の周知、事業者の対応への指導や情報の共有など、事業者団体の性格や、事業者の業種や業態の特徴に応じて適切に対応できるよう、積極的な役割を果たすことが期待される。

<具体的な役割の例>

業種や業態に即したマニュアル整備とそれに基づく周知・指導

構造等規制制度について、それぞれの業種で実際に用いられている標準的な施設や点検管理手法などを例示した上でどのような対応が必要となるのかを分かりやすく解説したマニュアル等を整備（もしくは既存のマニュアル等を改訂）し、それに基づき事業者へ周知、技術的指導やアドバイスを行うことで対応促進を図る。

環境関連法令等の解説・周知

事業者が遵守する必要がある環境関連法令等は、構造等規制制度に係る水濁法はじめ多数ある。これらは随時改正されるが、個々の事業者が改正点を理解し対応するには時間と労力を要する。このため、環境関係法令等のポイントや改正点などをマニュアル等で分かりやすく解説・周知することで、事業者のコンプライアンス対応を支援する。

環境問題への取組事例の紹介

事業者が実際に構造等規制制度や各種環境問題に対応する際に参考となる取組事例を収集するとともに、技術的なポイントや留意点及びコストなどを整理し、団体のホームページや機関紙などで紹介する。

講習会やセミナーの企画・開催

前述した構造等規制制度を解説したマニュアル、環境関連法令等、環境問題への取組事例などをテーマにした講習会やセミナーを企画・開催することで、事業者の技術的な知識・理解を深め、環境意識を高める。

事業者交流会の企画・開催

多種多様な業種の事業者が集まる団体の強みを活かし、様々な業種の事業者交流会を企画・開催することで、業種を越えた事業者間の横のつながりを構築する場、他業種も含めて広く情報交換ができる場を提供する。

各種支援制度の紹介

事業者が構造等規制制度や各種環境問題に対応する際に活用できる補助金制度、融資制度、税制優遇措置及びその他の支援制度などを団体のホームページや機関紙などで紹介する。

専門知識を有するアドバイザーの登録・派遣

これまでの活動で培われた団体のネットワークを活かして、企業出身者、大学・研究機関の実務者、行政出身者など幅広い環境技術者を登録し、事業者からの要請に応じて、勉強会や講演会の講師として、事業者が抱える技術的課題などに対して定期的にアドバイスを行う個別指導者として派遣する。

相談窓口の設置

事業者が日常的に遭遇する技術的な課題、環境関連法令の解釈、その他環境に係る疑問や悩みごとなどを気軽に相談できる窓口を設置し、適切な解決策をタイムリーに提案する。

先進的な技術の紹介・推奨

有害物質の使用量を軽減もしくは使用しない先進的な技術を紹介・推奨することで、業界全体として有害物質の使用量を減らすことに取り組む。

< 団体の具体的な取組の例 >

クリーニング業界（東京クリーニング生活衛生同業組合）

- ・関係法令、施設・場所の構造、溶剤使用に係る保守管理点検方法をとりとまとめた『テトラクロロエチレン適正使用マニュアル（日本クリーニング環境保全センター）』を作成し、環境汚染の防止や作業従事者の健康被害の防止を図っている。
- ・今後は、改正水濁法で新たに規定された点検管理（記録・保管含む）について、業界の実態に合致した具体的な方法を組合で検討し、個々の事業者に情報提供することを予定している。

鍍金業界（全国鍍金工業組合連合会）

- ・ 経済産業省がとりまとめた『電気めっき事業者のための土壌汚染対策ガイドライン策定事業報告書』を参考に、環境汚染を防止するための施設・場所の構造などを事業者で紹介している。
- ・ また、阪神淡路大震災の経験に基づき、地震対策に関する内部資料を作成し、自主的に対応している。
- ・ 今後は、水濁法改正に伴い必要となる対応について、鍍金事業に合致した形のマニュアル等を整備し、指導していくことを予定している。
- ・ 現時点においては、各種点検や観測井を設置してのモニタリングは労力や設置スペース等の問題から困難と考えられるため、構造基準を満足することを基本に指導していく予定である。
- ・ 加えて、有害物質を使用しない代替技術への転換を積極的に推奨していく予定である。

6.2 事業者等の活用できる支援策

構造等規制制度に対応するために施設の仕様の変更や施設の更新などを行う場合、その資金調達にあたっては、国及び地方公共団体などで設けられている各種融資制度を活用することができる場合があるため、事業者において利用可能な制度について、以下の例も参考として、最寄りの地方公共団体や事業者団体等に相談するなどして、施設の計画に当たって、事前に把握することが重要である。

< 融資制度の例 >

国の融資制度の例

表 6-1 に国の融資制度の例として日本政策金融公庫の融資制度を示す。このうち事業資金（普通貸付）とセーフティネット貸付は、事業規模等の要件を満足すれば広く活用できる。一方、環境・エネルギー対策資金については、対象設備が例示されており、実際の利用にあたっては、構造等規制制度に対応するための施設更新などが対象となるかどうかを含めて、適用の可否を確認する必要がある。

なお、今回の水濁法改正による構造等規制制度の導入を円滑に進めるため、対策を行う事業者の支援となるよう、平成 24 年度より日本政策金融公庫において、中小企業に対する現行の環境・エネルギー対策貸付を継続して実施しつつ、以下の点について拡充を行った。

・ 地下水汚染防止の促進

水質汚濁防止法の改正により、地下水汚染を未然に防止するために、施設の構造等に対して基準遵守義務を課すこととなったため、これにかかる施設整備を融

資の対象に追加するとともに、既存施設整備者の施設整備に係る貸付利率を低利にする。

	国民生活事業	中小企業事業
貸付対象		株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に定める中小企業者
	有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置している方 有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置しようとしている方 水濁法第 5 条第 2 項に該当する施設の設置者は除く。	
資金用途	水質汚濁防止法第 12 条の 4 に規定する構造等に関する基準を遵守するために必要な設備投資	
貸付限度	7,200 万円	7 億 2,000 万円
貸付利率	特別利率が設けられている。	4 億円を限度として、特別利率が設けられている。
貸付期間	15 年以内	15 年以内

表 6-1 国の融資制度の例（日本政策金融公庫の融資制度例）¹⁾

制度・資金名	資金の用途 (貸付対象設備の例)	融資限度額 (円)	利率 (%/年)	融資期間 (年)	備考
日本政策金融公庫 事業資金融資(普通貸付)	運転資金	4.8 千万	2.15～3.80	5	利率は、返済期間または担保・保証人の有無によって異なる
	設備資金	4.8 千万	2.15～3.90	10	
	特定設備資金	7.2 千万	2.15～3.90	20	
日本政策金融公庫 セーフティネット貸付	運転資金	4.8 千万	2.15～3.80	5	同上
	設備資金	4.8 千万	2.15～3.90	15	
日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金	水質汚濁防止設備を取得するための設備資金(沈殿・浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、ろ過装置、洗浄・冷却装置、中和装置、貯留装置、吸着処理装置、濃縮・燃焼装置など)	7.2 千万	1.50～3.25	15	同上

制度の詳細、利用の可否などについては、日本政策金融公庫への確認が必要

地方公共団体の融資制度の例

表 6-2 に地方公共団体の環境保全、環境対策などを対象とした融資制度の例を示す。この資料は地方公共団体ホームページに掲載されている一部の融資制度の概要をとりまとめたものであり、実際の利用にあたっては、制度の詳細や適用の可否などについて、各地方公共団体に確認する必要がある。

表 6-2 地方公共団体の融資制度の例(環境保全、環境対策などを対象とした融資制度例)²⁾

地方公共団体名	制度・資金名	資金の使途、融資対象の一例	融資限度額 (円)	利率 (%/年)	融資期間 (年)	備考
石川県	石川県環境保全融資制度	公害の発生を防止するための排水処理施設や産業廃棄物の焼却炉を整備する事業	5千万	1.60	10	融資限度額は内容により1億円/融資期間は内容により5年以内
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度	公害防止施設(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物)施設の老朽化等に伴い、施設の増築・更新を行う場合	4千万	1.3	10	融資期間は、融資額1千万円未満の場合は7年以内
新潟県	新潟県環境保全資金融資制度	公害の除去又は防止のために必要な機械器具装置や、工作物の設置又は改善に必要な経費	2千万	2.4	8	-
福島県	福島県環境創造資金融資制度	中小企業者が行う環境保全のための施設等の設置・改善	3千万 6千万	1.3	7	融資限度額は、個人3千万円、工場などの共同の利用に供するものが6千万円
兵庫県	平成22年兵庫県地球環境保全資金制度(環境保全・グリーンエネルギー資金)	公害を防止するための設備を設置する資金	5千万	1.6	7	-
愛知県	平成23年度愛知県環境対策資金	地下水汚染防止施設	5千万	1.6	7	-
香川県	香川県環境保全施設整備資金融資制度	ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭、汚染土壌若しくは汚染地下水の処理又は防止のための施設の設置又は改善に要する経費	5千万	1.8	15	融資期間10年超15年1内の利率は、2.1%/年
神奈川県	神奈川県中小企業制度融資フロンティア資金(地域環境保全対策)	低公害車の購入、公害防止のための施設改善又はNOx対策等に要する資金	8千万	2.1	7~10	協同組合等の融資限度額は1億2千万円/融資期間は運転資金は7年、設備資金は10年以内
栃木県	環境保全資金	汚水処理施設、排水口統合化工事、老廃液再生回収装置、その他水質汚濁を防止するための施設	1億	1.6	7~10	融資期間は融資額1千万円未満は7年、1千万円超は10年以内
荒川区	平成23年度荒川区中小企業融資制度環境保全対策融資	公害の発生・被害防止のために要する経費	1千5百万	0.9	7	-
新潟市	地球環境保全・公害防止施設資金融資制度	公害を防止するためにする施設整備(機械、器具、装置若しくは工作物の設置又は改善。ただし、公害防止施設などの単なる更新は対象外。)	3千万	2.4	10	-
伊勢原市	環境対策資金融資制度	市内にある事業所から発生する公害を防止するために必要な施設の設置または改善	2千万	1.8	5	-
町田市	町田市中小企業融資制度(環境改善整備資金)	健康で快適な生活環境を確保するために必要な設備の設置・改造に要する資金	1千万	2.2	7	-
名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資	観測井、公害防止設備の維持・管理に必要な各種測定機器	5千万	1.6	7	-
和歌山市	ふるさと環境整備資金融資制度	ばい煙処理施設、粉じん防止施設、汚水処理施設、騒音又は振動防止施設、悪臭防止施設、その他公害防止のため特に必要と認められる施設	2千万	2.0	7	-
横浜市	横浜市中企業金融制度企業価値向上資金(環境経営支援)	公害防止用分析機器(もっぱら公害防止の用に供するもの)	2億	2.1	10	用途は設備資金のみ
川崎市	公害防止施設設置資金	公害防止用分析機器(光分析装置、電気化学分析装置、電磁気分析装置、ガス分析装置、クロマト分析装置、滴定装置、炭化水素分析装置、物理的分析装置、流動計、圧力計、騒音測定装置、BOD測定装置、粉じん測定装置、温度計及び資料採取装置(計測値の伝送指示・積算・記録用装置、警報用装置及び自動制御装置を含む)でもっぱら公害防止の用に供するもの)	5千万	融資時の長期プライムレート+0.3%	3~10	融資期間は融資額300万円以下は3年、300万円超は5年、600万円超は10年以内
江東区	環境保全対策資金	公害の発生防止のための資金	1千2百50万	(1.1)	6	利率2.4%のうち、1.3%を区が補助するため、個人負担1.1%

制度の内容は、平成23年9月時点のもの。

制度の詳細、利用の可否などについては、各地方公共団体への確認が必要

< 参考文献 >

- 1) 日本政策金融公庫 HP (2011年9月段階)
- 2) 地方公共団体 HP (2011年9月段階)